

入管法改悪反対！ 第1弾

難民申請者の送還に
反対します

政府提出の入管法改正案は、

難民申請が3回目的人是、難民であるという“相当の理由がある資料”を出せた人を除いて、送還を停止しないことにする

としています。しかし、

- ①日本の難民認定率は**わずか0.4%***です。
3回目の申請者であっても、**真の難民が含まれています**
- ②“相当の理由がある資料”かどうかを入管が自分で判断するのでは、**歯止めになりません**
- ③東京高裁でも、3回目の申請者に対する**一律の在留制限は違法と判断されました****

*2019年は申請10,375人、難民認定は44人

**東京高等裁判所令和2年2月13日判決



全国難民弁護団
連絡会議

Japan Lawyers Network for Refugees



open the gate for all